

令和6年第2回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和6年4月

目 次

報 告 第 6 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 7 号	東広島流通センター株式会社の経営状況につ いて……………	5

報告第6号

専決処分の報告について

市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月11日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、条例において引用している同令の条項の整理を行うため、市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和6年3月28日

東広島市長 高 垣 廣 徳

市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年東広島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第7号

東広島流通センター株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島流通センター株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年4月11日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

